

認知症と共生する社会へ向けて ④

2023年9月～12月にかけて、岸田総理を議長として首相官邸で行われた「認知症と向き合う幸齢社会実現会議」（以下、「幸齢会議」）では、①普及啓発・本人発信支援、②地域ぐるみで支え合う体制、③仕事と介護の両立支援を含む家族等の支援、④研究開発と予防、⑤独居高齢者を含めた高齢者等の生活上の課題、という5つがポイントとして挙げられました。これらの5つのポイントについて、ひとつずつ詳細を解説しています。



②地域ぐるみで支え合う体制などのポイントの中では、さらに（1）若年性認知症の人を始めとした社会参加や就労機会の確保、（2）認知症の人の意思決定支援・権利擁護、（3）認知症バリアフリー、（4）認知症の本人の意向を十分に尊重した良質かつ適切な保健医療・福祉サービス等相談体制の整備等、という4点に分けて整理されています。

まず（1）社会参加や就労機会の確保については、認知症の人が地域・社会・仲間とのつながりがある居場所、社会の中での役割を持てるように、高齢者も元気なうちから継続的に社会参加をつづけられるようにすることが重要であり、このために各自治体において、認知症であることを隠さずに生きられる地域づくりが求められるとされています。

中でも注目されるべきことは、このように認知症の人が社会における役割を持ち続けるために、社会参加活動に参加した場合に謝礼を受け取る仕組みを活用した取組みの展開が期待されると明言されたことです。認知症になったからといって、必ずしも「支援される側」だけになる訳ではないということを、誰もが認識すべきです。

次に（2）認知症の人の意思決定支援・権利擁護については、すべての関係者が意思決定支援の意味と重要性を理解し、早期かつ継続的に意思決定支援を行える環境を整備することが重要です。中でも、認知症の本人自身が意思決定の力を保つことに注力できるよう、利用できるサービスマップの作成等を通じた各地域における支援の仕組みづくりを進め、各地域において意思決定支援のための人材、チーム作りを進めなければなりません。

そして（3）認知症バリアフリーを着実に推し進めることが大切です。取りまとめでは、保健医療福祉の分野だけでなく、小売業、金融業、公共交通機関等が名指しされており、認知症バリアフリーの取組みを経営戦略の一環として取組むべきとされています。

最後に（4）認知症の本人の意向を十分に尊重した良質かつ適切な相談体制の整備等については、特に今後の独居の認知症高齢者の増加を見据えて、早期に地域における認知症の診断・治療の場、社会生活の継続に必要な日常生活支援や相談場所につながる施策の充実が求められています。同時に「新しい認知症観」についての地域住民への浸透を図ることが重要だとされています。